

身近に起きるさまざまなトラブル

# 困ったときは、消費生活センターへ相談！

消費者トラブルを解決するためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。昨年度は500件の相談を受け付けました。困ったときは、気軽に相談ください。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎ 23-2121

## 身近に起るトラブル！

最近、多い事例と対応方法を紹介します。

### 事例1 不安に付け込み契約

就職活動中の学生の不安に付け込み、就活セミナーや就活対策になるビジネス教材などで勧誘し、学生に契約させるトラブル。

アンケートを求められても、安易に個人情報をお伝えしない。必要が無いと思う契約には先輩や親しい友人から勧められても、はっきりと断りましょう。マルチ商法の被害も増えています。

### 事例2 定期購入トラブル

インターネット広告で「初回500円」などと格安の値段で表示されていた商品を、一回限りのつもりで購入したら定期購入であった。

表示されている価格だけではなく、購入条件や規約、解約・返品可否など契約内容をよく確認しましょう。

### 事例3 還付金詐欺

役所から「還付金があるので、A.T.M.へ行って手続きをしてほしい」という電話を受け、A.T.M.で相手の言うままに操作したところ、預金が無くなってしまった。

A.T.M.で還付金を受け取る手続きはできません。もしそのような電話を受けた場合は、すぐに電話を切り相手にしないようにしましょう。

### 事例4 コロナ便乗商法

「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政からの委託で消毒に回っている」「新型コロナウイルス感染防止の資料を持参したい」などという不審な電話。

もし不審な訪問や電話、心当たりのないメールなどを受けたときには相手にしない。今後、新たな手口が現れる可能性があります。公的機関が発表する情報を基に、冷静に判断しましょう。

## 多重債務

複数の消費者金融やクレジットカード会社から借り入れをし、返済が困難になっている状況である多重債務。消費生活センターにも多くの相談が寄せられていて、昨年度は42件の相談がありました。

### ○借金のきつかけ

借金をするきつかけは、生活費や教育費を賄うためなど日常の中に潜んでいます。他にも次のような事例

があります。

- ・電子決済やスマホ決済などの利用により、気付かないうちに借金が増えてしまった

- ・知人の連帯保証人になり、債務を抱えることになってしまった

- ・突然のリストラで収入が無くなり、住宅ローンが払えなくなった

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で失業し、借金を支払っていくことができなくなった

### ○借金のことで困ったら

消費生活センターでは、弁護士による無料法律相談を毎月行っています。まずは、客観的に自分の債務状態を把握することが大切です。一人で悩まず、早めに相談しましょう。



## 消費生活相談

市HPから予約ができるようになりました

【電話・面接相談】

●日時 毎週月～金曜日  
9時～16時

●相談専用電話

都城市消費生活センター

☎ 23-7154

三股町福祉・消費生活センター

☎ 52-0999

